

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

< 規格情報 >

規格番号（発行年）	JIS C 8147-2-13（2014）
対応国際規格番号（版）	IEC 61347-2-13（第 1 版）
規格タイトル	ランプ制御装置 - 第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	直流電源装置
廃止する基準及び有効期間	J61347-2-13(H21)：3 年間

< 審議中に問題となったこと >

<p>今回のこの規格の改正審議で問題となった主な事項は、次のとおりである。</p> <p>a) 今回の改正において、現在審議中である対応国際規格の第 2 版（CDV 段階）を先取りすることとした。しかし、その対応国際規格の第 2 版（CDV 段階）においては、附属書 I（直流又は交流電源用 LED モジュール用 SELV 制御装置の個別追加要求事項）は、IEC 61347-1 の附属書 Lを適用するとなっているが、IEC 61347-1 に対応する JIS C 8147-1 が IEC 61347-1:2007 を基に JIS 化作業を行ったために附属書 Lに対応していない。このため、IEC 61347-1 第 2 版の Amendment 2 の附属書 L及び関連する事項を、この規格の附属書 Iとして追加することとした。</p> <p>b) 旧規格では、低電圧電球用電子トランスと同様に LED モジュール用制御装置においてもクラス 0 制御装置を日本独自の規定として追記し、1 次と 2 次が基礎絶縁であっても出力回路が SELV の性能を満足する場合、出力端子が露出してもよいとしていた。しかし、電子トランスにおいては、平成 22 年 1 月 20 日に改正された“電気設備の技術基準の解釈”の第 238 条の 2 四イにおいて、安全絶縁変圧器又は独立形安全超低電圧電子トランスを用いることになっており、クラス 0 電子トランスが削除された経緯があるため、この規格においても安全性を考慮して、クラス 0 制御装置を削除することとした。</p>

< 主な国際規格との差異の概要とその理由 >

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概要	理由
1	独立形 SELV 制御装置を変更し、SELV 制御装置としている。	IEC 61347-2-13 第 2 版（CDV 段階）の一般要求事項を先取りした。
3	用語及び定義 SELV 同等の制御装置及び独立形 SELV 制御装置の用語を削除し、SELV 制御装置の用語を追加した。	IEC 61347-2-13 第 2 版（CDV 段階）の用語と定義を先取りした。
3	用語及び定義 基礎絶縁、付加絶縁、二重絶縁、強化絶縁、絶縁制御装置、及び分離制御装置の定義を追加した。（IEC には規定なし）	分類に新たに分離制御装置が追加されたため、それに関連する用語を定義した。

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

項目番号	概 要	理 由
4	独立形 SELV 制御装置を変更し、SELV 制御装置としている。これに伴い、附属書 I の内容も変更している。	・IEC 61347-2-13 第 2 版 (CDV 段階) の一般要求事項を先取りした。
4	非絶縁 (単巻) 制御装置、絶縁制御装置及び分離制御装置の一般要求事項を規定した。	・IEC 61347-2-13 第 2 版 (CDV 段階) の一般要求事項を先取りした。
4	一般要求事項 JIS C 8159-1 に規定するランプ安全規格の “LED 制御装置設計のための情報” を規定した。(IEC には規定なし)	JIS C 8159-1 に規定する LED ランプが適切に機能するために、JIS C 8159-1 の “LED 制御装置設計のための情報” を規定として追加した。
6	SELV 同等の制御装置及び独立形 SELV 制御装置を削除し、SELV 制御装置とした。また、分離制御装置を追加した。	IEC 61347-2-13 第 2 版 (CDV 段階) の分類を先取りした。
7	SELV 同等の制御装置を SELV 制御装置に変更した。	IEC 61347-2-13 第 2 版 (CDV 段階) を先取りした。
7	調光器との組合せがある場合は、対象調光器の製造業者名、責任ある納入業者名又は調光器の形式の表示を追加した。	調光器にも数多くの品種があり、適合できない調光器があるため、追記した。
15	引用先を I.6 及び I.7 と変更した。I.6 及び I.7 は JIS C 61558-1 の箇条 14 (温度上昇) 及び箇条 15 (短絡及び過負荷に対する保護) を引用している。	IEC 61347-2-13 第 2 版 (CDV 段階) のトランス温度上昇を先取りした。
15	熱電対法で測定する場合は、規定温度から 10 減じた値で判定することを追加した。	IEC 61347-2-13 第 2 版 (CDV 段階) のトランス温度上昇を先取りした。
15.1	15.1 通常動作 I.6 を適用する。	IEC 61347-2-13 第 2 版 (CDV 段階) を先取りした。
15.2	15.2 異常動作 無負荷及び負荷短絡試験を追加した。 (IEC には規定なし)	制御装置の安全のために重要な試験項目であるため追加した。 IEC 61347-2-13 第 2 版 (CDV 段階) において、無負荷及び負荷短絡試験を追加するよう日本から提案した。
-(16)	箇条 16 (異常状態) を削除した。	IEC 61347-2-13 第 2 版 (CDV 段階) を先取りした。
16	構造 出力回路のコンセントの規定 “JIS C 8303, JIS C 8358, IEC 60083 及び IEC 60906 で規定する配線用差込接続器に接続できてはならない” 内容を追加した。	我が国内のコンセントに差し込めるプラグの使用を制限した。

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

項目番号	概 要	理 由
17 18 19 20	箇条番号を変更した	IEC 61347-2-13 第2版(CDV段階)を先取りした。
附属書 I (規定)	照明器具用の SELV 制御装置の要求事項を規定した。	IEC 61347-2-13 第2版(CDV段階)の附属書 I を先取りし、その引用先である IEC 61347-1 第2版 Amendment 2 の附属書 L の内容に変更した。 今後、この附属書は JIS C 8147-1 改正時に移管の検討を行う。
I.5	感電保護の試験方法及び要求事項を追加した。	引用先 JIS C 8147-1 の箇条 10 が、IEC 61347-1 第2版 Amendment 2 で変更されているため、追加した。
附属書 JA	耐インパルスカテゴリ III で設計された制御装置の耐電圧試験電圧を追加した。 (IEC には規定なし)	先取りした IEC 61347-2-13 第2版(CDV段階)の附属書 I に必要な附属書であるため、IEC 61347-1 第2版 Amendment 2 の附属書 M の内容を附属書 JA として追加した。 今後、この附属書は JIS C 8147-1 改正時に移管の検討を行う。
附 属 書 JB	二重絶縁又は強化絶縁の要求事項を満たすために使用する固体絶縁材料又は薄板絶縁材料を規定した。	先取りした IEC 61347-2-13 第2版(CDV段階)の附属書 I に必要な附属書であるため、IEC 61347-1 第2版 Amendment 2 の附属書 N の内容を附属書 JB として追加した。 今後、この附属書は JIS C 8147-1 改正時に移管の検討を行う。
附属書 JA	口出し線をもつ制御装置について規定した。300 V 以下の制御装置であれば、負荷側の口出し線、直接電源に接続されない電源側の口出し線、又は信号用の口出し線は、独立形制御装置を除き、断面積が 0.5 mm ² の電線を使用することができる旨を追加した。(IEC には規定なし)	我が国では口出し線式が多く、関連する安全性要求事項を追加した。

<主な改正点>

主な改正点は、次のとおりである。

- a) **用語及び定義**(箇条3) 対応国際規格の第2版(CDV段階)では、SELV 同等の制御装置及び独立形 SELV 制御装置が削除され、SELV 制御装置が追加されたため、その内容を先取りした。
また、LED モジュール用制御装置の分類として新たに分離制御装置が追加されたのを受け、絶

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

縁制御装置との違いを明白にするため定義を追加し、これに関する用語として、基礎絶縁、付加絶縁、二重絶縁及び強化絶縁を追加した。その他の定義については、対応国際規格に合わせた。

- b) **一般要求事項** (箇条 4) 対応国際規格の第 2 版 (CDV 段階) を先取りし、“SELV 制御装置は、**附属書 I** の要求事項に従わなければならない”とした。

また、SELV 制御装置及び定電圧形又は定電流形ではない制御装置は、箇条 4 c)において、“JIS C 61558-2-16 の要求事項に従わなければならない。”とあるが、JIS C 61558-2-16 では、“JIS C 8147 (規格群) の適用範囲に含まれるランプ制御装置は適用しない。”とあり、両規格間に不整合が発生している。しかし、LED モジュール用制御装置は、主に内部動作周波数が 500 Hz 以上のスイッチモード電源装置が使用されているため、この規格を引用する必要があると考え、対応国際規格の第 2 版 (CDV 段階) が IEC 61558-2-16 を引用しているのと同様に、この規格においても“JIS C 61558-2-16:2012 に従わなければならない”とした。

さらに、この規格に関連する LED ランプが適切に機能するために、JIS C 8159-1 で提供している“LED 制御装置設計のための情報”を規定とする内容を追加した。今後、新仕様の LED ランプの JIS が制定された時点で、この規格も適時改正する。

- c) **分類** (箇条 6) 対応国際規格の第 2 版 (CDV 段階) を先取りし、SELV 同等の制御装置及び独立形 SELV 制御装置を削除し、分離制御装置及び SELV 制御装置を追加した。

- d) **表示** (箇条 7) 定電流形の場合、定格出力電流及び最高出力電圧の表示の要求があるが、対応国際規格の第 2 版 (CDV 段階) を先取りし、定格出力電流だけの表示とした。

また、調光器と組み合わせて調光制御を行う制御装置については、適合性によってはちらつきなどの問題が発生する可能性があることから、調光器の製造業者名、責任ある納入業者名又は調光器の形式の記載を追加した。

- e) **トランス温度上昇** (箇条 15) 対応国際規格の第 2 版 (CDV 段階) を先取りし、SELV 制御装置、絶縁及び分離制御装置は、I.6 及び I.7 の要求事項を適用した。また、I.6 及び I.7 の引用先である JIS C 61558-1 では、巻線の温度上昇を測定する場合、抵抗法を規定しているが、この規格では熱電対法も考慮した。その場合、JIS C 61558-2-16、電気用品安全法などが抵抗法の規定温度から 10 減じた値で判定しているため、旧規格と同様に、規定温度から 10 減じた値で判定することとした。

さらに、対応国際規格の第 2 版 (CDV 段階) では、旧規格の箇条 16 (異常状態) にあたる試験が削除されたため、この規格においても先取りし、この試験を削除した。これによって、無負荷及び負荷短絡といった異常状態試験が削除されたが、LED の断線及び短絡といった故障が発生した場合においても、制御装置が安全である必要があるため、無負荷及び負荷短絡試験を 15.2 に追加した。

- f) **構造** (箇条 16) 対応国際規格において、制御装置の出力側に国内のコンセントに適合した場合、危険が生じる可能性があるため、旧規格と同様に、我が国内の JIS C 8303 及び JIS C 8358 のコンセントを追加した。

- g) **直流又は交流電源用 LED モジュール用 SELV 制御装置の個別追加要求事項 (附属書 I)** 対応国際規格の第 2 版 (CDV 段階) を先取りした。この附属書は、IEC 61347-1 第 2 版の Amendment 2 の**附属書 L**を適用している。また、この附属書内の I.2.6A ~ I.2.6F、I.8.2A 及び I.8.3A は、IEC 61347-1 の**附属書 L**にはない事項であるが、関連する内容であるため IEC 61347-1 第 2 版の Amendment 2

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

から引用し追加した。

h) **耐電圧(表 I.4)** 耐電圧試験電圧において、我が国の商用電源電圧(100 V)に対しても、安全性を確保する必要があることから、100 V 以上 150 V 以下の間で直線補間法による緩和はしないこととした。

i) **耐インパルスカテゴリ III の制御装置の耐電圧試験電圧(附属書 JA)** 対応国際規格にはない附属書であるが、附属書 I に関連する内容であるため IEC 61347-1 第 2 版の Amendment 2 の附属書 M を引用し追加した。

また、表 JA.1 の耐電圧試験電圧において、我が国の商用電源電圧(100 V)に対しても、安全性を確保する必要があることから、100 V 以上 150 V 以下の間で直線補間法による緩和はしないこととした。

j) **二重絶縁又は強化絶縁のために使用される絶縁材料の要求事項(附属書 JB)** 対応国際規格にはない附属書であるが、附属書 I に関連する内容であるため IEC 61347-1 第 2 版の Amendment 2 の附属書 N を引用し追加した。

k) **追加の安全性要求事項(附属書 JC)** 口出し線をもつ制御装置については、JIS C 8147-1 の JA.3 の要求事項を適用することとした。

また、蛍光灯安定器及び殺菌灯安定器と同様に、定格電圧が 300 V 以下の場合、負荷側の口出し線、直接電源に接続されることのない電源側の口出し線、又は信号用の口出し線は、独立形制御装置を除き、断面積が 0.5 mm² 以上のゴムコード又はビニルコードを使用できるようにした。

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

<技術基準省令への整合性>

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	箇条4	<p>4 一般的要求事項 (JIS C 8147-1 (以下、第1部) によるほか、次による。)</p> <p>a) SELV 制御装置は、附属書 I の要求事項に従わなければならない。これには、一次回路と二次回路との間の絶縁抵抗、耐電圧、沿面距離及び空間距離を含む。</p> <p>b) 定電圧形又は定電流形ではない制御装置は、その制御装置が正常に動作するような電圧源又は電流源のいずれかの条件で試験する。</p> <p>c) a)及び b)以外の制御装置は、次の要求事項に従わなければならない。</p> <p>1) 非絶縁(単巻)制御装置は、JIS C 61558-2-13 及び JIS C 61558-2-16:2012 の規定による。</p> <p>2) 絶縁制御装置は、JIS C 61558-2-4 及び JIS C 61558-2-16:2012 の規定による。</p> <p>3) 分離制御装置は、JIS C 61558-2-1 及び JIS C 61558-2-16:2012 の規定による。</p> <p>d) JIS C 8159-1 の附属書 E (参考) にランプの安全動作のための“LED 制御装置設計のための情報”を提供しているが、LED モジュール用制御装置</p>	

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

					の試験時、これは規定とみなさなければならぬ。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	箇条 18 I.9	18 構造（第1部による。） 19 構造	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	箇条 14 箇条 17	14 故障状態（第1部によるほか、次による）  の表示のある制御装置は、附属書Cに規定する要求事項を満たさなければならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	箇条 7	7 表示	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	箇条 13 箇条 18 箇条 20 I.7 I.10	13 巻線の熱耐久性試験（第1部による。） 18 ねじ、通電部及び接続部（第1部の箇条 17 による） 20 耐食性（第1部の箇条 19 による） I.7 短絡及び過負荷保護 I.10 部品	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	箇条 11	11 耐湿性及び絶縁性（第1部による）	
第六条	耐熱性等を有す	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環	該当	箇条 19	19 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性（第1部の	

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

	る部品及び材料の使用	境に応じた適切な耐熱性，絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	非該当		18.1 による)	
第七 条 第1 項	感電に対する保護	電気用品には，使用場所の状況及び電圧に応じ，感電のおそれがないように，次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに，必要に応じて，接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	箇条 8 箇条 10 箇条 11 箇条 12 I.5 I.8	8 充電部との偶発的接触からの保護（第 1 部の箇条 10 による） 10 保護接地（第 1 部の箇条 8 による） 11 耐湿性及び絶縁性（第 1 部による） 12 耐電圧（第 1 部による） I.5 感電保護 I.8 絶縁抵抗及び耐電圧	
第七 条 第2 項	感電に対する保護	二 接触電流は，人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	附属書 A	附属書 A 導電部が電撃を生じる電部であるかどうかを決めるための試験	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は，通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し，かつ，使用場所の状況に応じ，絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	箇条 9 箇条 11 箇条 12 箇条 13 箇条 16 箇条 17	9 端子（第 1 部の箇条 8 による。） 11 耐湿性及び絶縁性（第 1 部による。） 12 耐電圧（第 1 部による） 13 巻線の熱耐久性試験（第 1 部による） 16 構造（第 1 部の箇条 15 によるほか，次による。） 出力回路のコンセントは <u>JIS C 8303</u> 、 <u>JIS C 8358</u> 、IEC 60083:2004 及び IEC 60906（規格群）に適合するプラグを差し込むことができてはならないし，また，出力回路のコンセントに差し込むことのできるプラグを， <u>JIS C 8303</u> 、 <u>JIS C 8358</u> ，IEC 60083:2004 及び IEC 60906（規格群）に適合する出力回路のコンセントに差し込むことができてはならない。 17 沿面距離及び空間距離（箇条 14 に特に規定がない場合，第 1 部の箇条 16 による。）	

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

				1.8 1.9	1.8 絶縁抵抗及び耐電圧 1.9 構造	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 14 15.2 箇条 19	14 故障状態（第1部による。） 箇条 15 トランス温度上昇 15.2 異常動作 19 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性（第1部の箇条 18 による）	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 4	4 一般的要求事項（第1部による。）	独立形安定器については照明器具通則（JIS C 8105-1）を適用。
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 4	4 一般的要求事項（第1部による。）	独立形安定器については照明器具通則（JIS C 8105-1）を適用。
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 18	18 ねじ、通電部及び接続部（第1部の箇条 17 による。）	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	箇条 14 15.2	14 故障状態（第1部による。） 15.2 異常動作 上記で指示した試験中及び試験終了後、制御装置は安全性を損なう不適合があってはならない。また、い	

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

					かなる煙も可燃性ガスも発生してはならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	箇条 4	4 一般的要求事項（第1部による。）	安定器には、一般的に電磁波による危険なし。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	箇条 14 1.7	14 故障状態（第1部による。） 1.7 短絡及び過負荷保護	安定器は、無監視状態を想定
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	安定器は、該当するおそれがない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	安定器は、該当するおそれがない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	安定器は、該当するおそれがない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	箇条 14 15.2	14 故障状態（第1部による。） 15.2 異常動作	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造である	該当 非該当	-	安定器には、一般的に危険な誤動作がない。	

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

		ものとする。				
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-	この規格では規定しない	照明器具に対する雑音の強さが、J55015等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	箇条7	7 表示	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	この規格では規定しない。	長期使用製品安全表示制度については、別規格で規定される。又は、省令のみで整合規格は不要。

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷蔵庫（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当	-	同上	同上
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当	-	同上	同上
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p>	該当 非該当	-	同上	同上

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
--	--	----------------------------------------------------	--	--	--	--